**住宅用家屋証明書**

（イ）第４１条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（ａ）新築されたもの

（ｂ）建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令 特定認定長期優良住宅

（ｃ）新築されたもの

（ｄ）建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

（ｅ）新築されたもの

（ｆ）建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

（ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等が

された家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

（ｂ）（ａ）以外

租税特別措置法施行令

（ハ）新築

（ニ）取得

の規定に基づき、下記の家屋　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所  （新築又は取得者） |  |
| 氏名  （新築又は取得者） |  |
| 家屋の所在  （家屋番号） |  |
| 取得の原因  （移転登記の場合に記入） | （１）売　　買　　　　　　　　（２）競　　落 |
| 備考 |  |

　　　年　　　月　　　日

和泉税資証第　　　　　　　号

大阪府和泉市長

（注１）{　}の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

（注２）取得の原因については、該当するものを○印で囲む。